

「第2 施策の体系」に掲げた施策の概要及び方向性

施策の柱 1 : 安全な食品の供給

事業者の自主的衛生管理の推進

施策の事項	目的	概要	方向性
生産段階での衛生管理推進	農林水産物の生産段階において、食品の安全確保の観点から衛生管理の向上を図る	農産物の栽培管理や家畜の飼養管理において、HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理を導入	生産段階での衛生管理のシステム化、高度化を図る
食品衛生自主管理認証制度	食品営業施設の衛生水準の向上	食品営業施設で行われている自主的な衛生管理が、都が定める基準を満たしている場合に、これを都が指定する審査事業者が申請に基づき認証するとともに、都が認証施設を広く都民に公表	食品の製造・加工、調理、販売等に係る全ての施設で認証を取得することができるようにする。
HACCP 導入支援	衛生手法の高度化、システム化	HACCPシステムを法的に位置づけた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援。また、それ以外の施設であってHACCPの考え方に基づく衛生管理の導入を目指す施設への技術的支援。	国と連携を図りながら、総合衛生管理製造過程承認施設への支援、査察等を実施。 それ以外の施設については、相談に応じて指導助言を実施し、HACCPの考え方をより多くの施設に普及させる。
食品衛生推進員の活用	事業者の自主管理への助言	食品衛生法第 61 条に基づく食品衛生推進員制度を活用し、食品事業者からの相談に応じて、助言等の活動を実施。	各地域の実情に応じた自主管理の推進に食品衛生推進員を活用し、衛生管理の向上を図る。

<p>食品衛生自治指導員による自主管理促進</p>	<p>食品関係業界の自主的な取組みにより食品衛生管理の徹底を促し、自主管理を普及</p>	<p>事業者団体が実施している「自治指導員活動」を通じて食品関係施設の巡回指導。また、事業者団体等による自治指導員に対する衛生教育への支援。</p>	<p>事業者団体等が実施する自主的な衛生管理推進に対する指導助言を通して、食品関係業界全体の衛生管理を向上させる。</p>
<p>卸売市場における自主管理の推進</p>	<p>食品の流通拠点である卸売市場での危機管理対応の強化並びに衛生水準の向上</p>	<p>市場内における食の安全・安心確保に関する取組の推進役として「安全・品質管理者」を各市場、卸売事業者に設置</p>	<p>安全・品質管理者を通じて、危機管理対応の徹底並びに衛生知識の普及啓発など、卸売市場における自主的衛生管理を推進する。</p>

## 施策の柱 1 安全な食品の供給

### 生産から販売に至る各行程での情報の記録等

施策の事項	目的	概要	方向性
トレーサビリティの普及促進	生産情報等の記録・伝達を進め、事故等の原因究明や拡大防止を図るとともに、都民に対する情報提供を通して食品に対する信頼性を向上させる	農畜産物や加工食品のトレーサビリティ導入のため、法制度や先進事例等の情報提供を行い、国の支援策等を通してデータベースの構築、情報関連機器の整備等を促進	生産から流通・販売に至るまでの一貫したトレーサビリティを普及させる
記録の作成、保存の実施に向けた指導	生産から販売に至る各段階での記録・保管を進め、事故等原因究明や拡大防止を図る	食品衛生法に事業者の努力義務として規定される食品の仕入れ・販売に係る記録とその保管について、事業者に対する指導を実施	<p>日常の監視指導業務を通じて、記録・保管の必要性について説明及び指導を徹底し、各段階での記録・保管を普及させる。</p> <p>また、事業者が遵守すべき事項を条例で規定している「管理運営基準」に記録・保管に関する規定を整備するなど対策を強化する。</p>

## 施策の柱 1 : 安全な食品の供給

### 事業者に対する技術的支援

施策の事項	目的	概要	方向性
農産物や家畜の安全対策の普及指導	生産者に対する安全な農林水産物の生産技術等に関する情報提供等により安全確保を図る	農業改良普及指導等を通じて、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査情報の畜産農家への還元など、生産者への技術的な支援を実施	都内のすべての生産者に対してきめ細かな技術指導等を実施、食品の原材料として安全な、農産物や家畜の生産を普及させる。
食品加工分野の技術に関する普及指導	最新の食品加工技術の普及により、食品の製造・加工段階での安全確保を図る	食品技術センター等において、最新の加工技術の普及、事業者からの依頼に基づく食品等の試験、試験室の利用公開など、加工技術の高度化に係る技術支援を実施	事業者ニーズに対応した加工技術の普及や技術開発の支援を進め、食品の安全確保のための事業者の技術水準を向上させる。
製造・輸入・販売者等に対する講習会	製造・輸入・販売者等に対する法令等の情報提供を通じて、安全な食品の供給を図る。	輸入食品関係営業者講習会や健康食品関係事業者講習会など、事業の内容、扱う食品ごときめ細かな講習会を開催し、関係法令等の改正や違反事例、食中毒予防策など事業者が必要とする情報を提供 また、各施設で安全管理の核となる「食品衛生責任者」に対する実務講習会を開催し、自主的衛生管理を促進	業態に合わせたきめ細かな情報提供を通し、製造・輸入から販売に至るまで、法令等を遵守した安全対策を徹底させる。